

国民保護法を知っていますか？

皆さん、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（通称、国民保護法、以下、国民保護法という。）」を知っていますか。

この国民保護法は、日本が武力攻撃を受けたときや大規模テロにさらされたとき、国民の生命・財産を守る方法を定めた法律で、武力攻撃事態や緊急対処事態などに際して、国民生活等に及ぼす影響が最小となるよう、国や地方公共団体などの役割と具体的な措置について定められた法律で、平成16年6月14日に通常国会で成立し、同年9月17日に施行されました。

安否確認のアドレス登録は国民保護措置時にも利用？

JR東海もこの「国民保護法」の指定公共機関として国に指定されており、「東海旅客鉄道株式会社国民保護業務計画（JR東海ホームページ参照）」が作成され、武力攻撃事態等において国民保護措置を行うこととなっています。

具体的には、国民の避難輸送の確保などのようです。

「同国民保護業務計画」は、第1章「総則」～第5章「計画の適切な見直し」からなっており、第2章「平素からの備え」の非常参集等体制の整備の項では「本社、各鉄道事業本部等は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための必要な体制を確立するため、関係社員の非常参集等、あらかじめ必要な体制を整備するものとし、これについては**防災業務計画等の定めを準用**するものとする。」と書かれています。

つまり、先の安否確認のアドレス登録の目的が災害発生時の「早急に被害状況を確認し、**会社の事業体制を確保する必要がある**」としていることから「**防災業務計画等の定めを準用する**」とする国民保護措置に利用されるということです。

国民保護法を必要としない平和な国を目指して行動しよう！

日本は、平和国家であり、国民保護法による国民保護措置が実施されるようなことは起きないと思われる人がほとんどだと思います。

しかし、日本も「北方領土」「尖閣列島」「竹島」など領土問題があるのが事実ですし、有事法制の一環として国民保護法を整備しているのも現実です。また、今年6月に行われた日米安全保障協議委員会（通称、2+2）で「日本政府は現在行っている（武器輸出三原則見直しの）検討を促進する」と文書を交わしたり、最近でも民主党の前原誠司政調会長が自衛隊の海外派遣時の武器使用基準緩和や武器輸出三原則見直しについてを言及したりしており、日本の自衛隊が武器を使える＝戦争できる軍隊へ、武器を輸出＝武器で商売する国家に転換させようとする動きがあります。

このように**日本が戦争できる国なれば、有事の可能性も高くなります。有事になれば軍事施設の次に攻撃されるのが輸送関係と言われています。つまり、国民保護措置を担う私たちが狙われるのです。**

従って、私たちは自らの安全のためにも国民保護法を必要としない平和な国を目指して行動していかなければなりません。